公　　告

県営奥の谷地区農村地域防災減災事業の変更計画

県営奥の谷地区農村地域防災減災事業の計画を変更するので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十八条第一項の規定により、当該変更計画の概要とともにこの旨を公告します。

なお、この受益地域内にある農用地の所有者で、その農用地について耕作若しくは養畜の業務を営まない者又はこの地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づいて使用収益している者でその農用地又は土地について、この県営土地改良事業に参加しようとする者は、同法第三条の規定により令和八年十一月十五日までに美祢市農業委員会に申し出てください。

令和八年十一月二日

山口県知事　村　岡　嗣　政